

## 各国の年金制度

国名	オーストラリア
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	2階建て 
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障年金 (老齢年金) (1階) 税方式</li> <li>・ 退職年金保障 (2階) ◎被用者, △自営業者, ×無職</li> </ul>
保険料率 (2015/16年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障年金 (1階) は税方式であり, 保険料拠出を必要としない</li> <li>・ 退職年金保障 (2階) の保険料については, 9.5%の事業主負担。</li> </ul>
支給開始年齢 (2016年)	65歳
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身者: 788.40豪ドル / 2週間</li> <li>・ 夫婦: 各594.30豪ドル / 2週間</li> </ul> (上記は社会保障年金の受給額。2016年第1四半期現在)
給付の構造	所得制限及び資産制限に基づく税方式の社会保障年金により低所得者の所得保障を行うのに加え, 被用者については積立方式の退職年金保障により所得を保障
所得再分配	社会保障年金における資産・所得制限により給付減額あり
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障年金 (1階) ⇒ 税方式</li> <li>・ 退職年金保障 (2階) ⇒ 社会保険方式 (強制積立)</li> </ul>
国庫負担	社会保障年金の財源全額。退職年金保障への個人拠出に対し助成あり
年金制度における最低保障	所得制限に基づく社会保障年金支給
無年金者への措置	公的扶助で対応
公的年金と私的年金	退職年金保障は民間基金で運用。なお, 任意拠出ができる。
国民への個人年金情報の提供	HPや電話, 各地のCentrelinkにおける相談業務等にて対応

## オーストラリアの年金制度

西村 淳（北海道大学公共政策大学院教授）

### 1. 制度の特色

一定期間以上の居住を要件とし、厳密な所得制限及び資産制限にもとづき支給される税方式の社会保障年金制度により、十分な生活資力のない高齢者などの所得保障を行っている。

これに加え、被用者の雇用主は、賃金の一定割合を被用者のために積み立てることを義務づけられており、この退職年金保障制度（Superannuation）がいわば社会保険方式の年金制度として、所得保障の2階部分を構成している。自営業者は任意拠出である。

### 2. 沿革

1908年の法律で老齢年金と障害年金が創設された。世界で最も早く創設された年金制度の1つであるが、創設当初から所得制限付きの税方式年金であり、この性格は現在に至るまで維持されている。その後、遺族年金や各種加算が創設され、これらの社会保障給付は1947年の社会保障法に統一された。1990年代後半に各種の遺族年金は受給要件を厳しくする形で整理されている。

退職年金保障制度は、強制積立方式により被用者の老後保障を充実する観点から、労働党政権下の1992年に創設された。その後、雇用主の拠出率の引き上げのほか、近年では個人の任意拠出（積立）を促進するための方策がとられてきている。

### 3. 制度体系の概要

#### (1) 社会保障年金

社会保障年金の給付を受けるためには、オーストラリア国内に一定年数の居住期間を有していたことを必要とする。社会保険料負担は全くなく、すべて税財源により賄われることが特色である。退職前の収入や納税額とは全く関係なく、一定額が支給される税方式年金である。ただし、所得及び資産要件があり、一定以上の所得または資産がある者は減額される。所得及び資産制限は厳しく、老齢年金（Age Pension）の受給者数は240万人（2013年）で、支

給開始年齢以上人口の70%にすぎない（うち一部停止による部分年金の受給が4割程度）。

社会保障年金には、身体的、知的、精神的障害により労働ができない者に対して支給される障害補助年金（Disability Support Pension）もある。日本の遺族年金にあたる寡婦B年金（Widow B Pension）はすでに廃止されており（遺族は就労により生活を維持すべきという考え方に基づく）、経過的に支給されている者を除き、現在は新規の支給はない。

#### (2) 退職年金保障（Superannuation）

退職年金保障制度は、1992年に導入されたもので、雇用主に強制拠出を義務づけ、税方式による社会保障年金（1階部分）を補完して被用者の老後保障を図るものである。いわば積立方式の年金基金への拠出義務を課すものである。導入の動機としては国民の貯蓄率の引き上げの色彩も強かった。

雇用主は、被用者の基本収入の9.5%（2015/16年度）を退職年金基金に拠出することを義務づけられている。2007年現在、15歳以上の者の7割程度がカバーされているが、制度の歴史が浅いため受給者はまだ多くなく、70歳以上では男性の40%、女性の75%は退職年金保障のカバーがない。被用者には拠出義務がないが、自主的に上乘せ拠出することは可能で、その奨励のため政府の助成がある。また、自営業者は任意拠出となっている。

退職年金基金は民間の金融機関等が運営するものであり、どの基金に積立を行うかは雇用者の選択によっていたが、2005年7月からは積立を行う基金を被用者自らが選択可能になった。

### 4. 支給要件と給付額

#### (1) 老齢年金（Age Pension）

支給開始年齢は65歳。ただし、2017年から2024年までかけて67歳支給開始にすることが決められている。

請求の際にオーストラリア国内にいて、かつオーストラリアの居住者であること（原則としてオーストラリア市民であること、またはオーストラリア永住者ビザを保有していること）に加えて、資産、家族などをもとに現にオーストラリアに居住していると

解されることを必要とする)を請求時の必要条件としている。

支給のための要件としては、原則として連続して10年以上オーストラリアの居住者であったことを必要としている。ただし、連続して5年以上オーストラリアの居住者であったことがあれば、社会保障協定を締結した国(日本とも締結済みで、2009年1月に発効した)の制度の下での期間と通算して10年以上を満たせばよい。

支給水準は、単身高齢者で男性の平均賃金の27.7%の年金給付水準、高齢者夫婦で同じく41.76%の水準を確保することが目標とされている。2016年第1四半期の支給基本額は、単身者で2週で788.40豪ドル、夫婦で各人につき2週で594.30豪ドルである。3月と9月に消費者物価指数の動向に連動してその額が調整される(物価スライド)。このほかに加算(Pension Supplement)がある。

受給に際しては、所得調査(Income test)と資産調査(Asset test)が行われ、一定の基準を上回る所得または資産がある場合には年金額が減額される(両方の調査を行い、低額の結果になった方の額が支給される)。

所得には、個人が稼得し、または提供・贈与された収入の原則としてすべてが含まれ、収入が満額支給基準(単身者で2週で162豪ドル、夫婦で2週で288豪ドル=2016年第1四半期現在)を1ドル上回るごとに給付が50セント(夫婦世帯の場合は各25セント)減額される。年金が部分支給されるのは、単身者で2週で1,896豪ドル、夫婦で2週で2,902豪ドル(2016年第1四半期現在)以下の者となる。雇用収入については、2週で250豪ドルまでは所得から控除され(Work Bonus)、その週に用いなかった額は6,500豪ドルまで持ち越すことができる(Employment Income Concession Bank)。

資産とは、全部または一部を個人的に保有する財産または所有物をいい、具体的には、預貯金や、退職年金基金、不動産等を含む。自宅用の家と土地は含まない。資産が満額支給基準(持ち家有りの場合は単身者で20万5,500豪ドル、夫婦で29万1,500豪ドル、持ち家なしの場合は単身者で35万4,500豪ドル、夫婦で44万500豪ドル=2016年第1四半期現在)を1,000ドル上回るごとに給付が2週間あたり1.5ドル

減額される。部分支給されるのは、持ち家有りの場合は単身者で78万3,500豪ドル、夫婦で116万3,000豪ドル、持ち家なしの場合は単身者で93万2,500豪ドル、夫婦で131万2,000豪ドル(2016年第1四半期現在)以下の者となる。

具体的な算出方法は、受給者の基本額に、各種加給を加算し、最高支払金額(maximum payment rate)を算出したあと、所得制限及び資産制限により最高支払金額から控除する額を算出した上で、支給額が低い額になった結果を採用する。

## (2) 障害補助年金

障害認定要件は、一定以上の重度の身体的、知的若しくは精神的障害があり、かつ今後2年間は就労できないこと、または恒久的に重度視覚障害(permanently blind)があることである。その他の支給要件、給付額、所得及び資産制限基準等は、原則として老齢年金と同じである。

## (3) 退職年金保障

雇用主により拠出された額は、退職年金基金に積み立てられ、運用される。

原則として、退職しかつ保全年齢(preservation age、現在55歳以上で、2025年までに段階的に60歳に引き上げられる)になるか、65歳になるまで給付はなされない。ただし、著しく経済的に困難な場合や、医学的治療を要する場合など同情すべき状況のとき、一時的または恒久的な障害になったとき、死亡したときは早期給付を申請できる。なお、退職移行制度に基づき、保全年齢以降の者については、退職年金基金残高の年10%まで引き出しながら、就労を続けることができる。

給付は、一時金給付または年金型給付のいずれかを選択できる。年金型給付には、終身年金、平均余命年金、配分年金(毎年引き出すべき最低額と最高額が決まっている)及び有期年金(あらかじめ設定された一定年数だけ給付)がある。

## 5. 負担、財源

社会保障年金は全額税財源で賄われており、そのための拠出は存在しない。

退職年金保障の拠出率は9.5%であり、(2015/16

年度)、今後毎年引き上げられ2025年には12%になることになっている。これは雇用主の拠出義務であり、法人税法上、拠出は雇用主の損金として算入できる。ただし、被用者の賃金が月額450ドル未満の場合や、被用者の年齢が18歳未満かつ労働時間が週30時間未満の場合は、例外的に雇用主の拠出義務はない。

退職年金保障に関しては、拠出を奨励するため、個人所得税制上の優遇措置が講じられている。2007年から、拠出段階で課税し、60歳以降の年金給付段階では課税しないように税制面での改正が行われた。拠出時については、課税前の所得からの拠出の場合、1年間で3万豪ドル以下(2015/16年度、50歳未満の場合)であれば15%の低率で課税され、それを超える分については通常通りで課税される。また、課税後の所得からの拠出の場合は、限度額(2015/16年度では18万豪ドル)までは課税されず、限度額を超える分については税率46.5%で課税される。

所得が3万7千豪ドル以下の低所得者に対しては、最大500豪ドルまで政府からの助成が行われる。

なお、雇用主の拠出のほかに、個人が任意で追加拠出することが認められている(自営業者も同様)。この個人追加拠出を奨励するため、所得に応じ、個人拠出1ドル当たり最大50セントまで政府から助成される(上限は500ドル、2015/16年度)。

## 6. 財政方式と積立金運用

社会保障年金は、全額税財源で賄われている。

退職年金保障は積立方式で、退職年金基金または退職貯蓄口座に積み立てられる。退職年金基金には、産業基金(特定産業の被用者が対象)、企業基金(その企業の従業員が対象)、共済基金(政府職員が対象)、市販基金(大手会社や生保会社が運用)、小規模基金(自営業者が自分及び家族用に設立、会員数4人以下)がある。確定拠出型基金と確定給付型基金があるが、確定拠出型の方が一般的。APRA(オーストラリア保険監督局)によれば、基金の数は約56万(口座数約3,000万)、資産総額は2兆ドル(2015年6月現在)であり、年間の拠出金総額は1,300億ドル、給付金支払総額は930億ドルである(うち年金型給付は約6割)。2005年から労働者は自らの基金または口座を選ぶことができることになっている。

## 7. 制度の企画、運営体制

社会保障年金制度の企画、運営は、対人サービス省(Department of Human Services)が担当。給付事務はセンターリンク(Centrelink)が担当している。

退職年金保障制度の企画は、国税庁(Australian Taxation Office)が担当。

## 8. 最近の議論や検討の動向、課題

高齢化への対応策として、高齢者の労働参加を促進する一方、退職後所得保障の一層の充実を図る改革が進められてきた。保守・国民連合のハワード政権下(1996~2007年)では、老齢年金における所得制限・資産制限の緩和や退職延期者への年金ボーナス支給をおこなう一方、退職年金保障において、受給についての退職要件の撤廃、拠出年齢の引き上げ、退職移行制度の創設などをおこなうことにより、早期退職への誘因を除去するとともに、退職年金保障への拠出を促すため、雇用主拠出時や給付時の非課税、個人追加拠出への政府補助の創設などをおこなった。

2007年12月からのラッド/ギラード労働党政権下では、2009年に、「ハーマーレポート」を踏まえ、社会保障年金の水準の引き上げとともに、所得要件の強化による一層の重点化(targeting)と持続可能性の強化を図るため、「確実に持続可能な年金改革(Secure and Sustainable Pensions Reform)」として、老齢年金について、単身者の年金額の引き上げ、平均賃金に対して保障される年金水準の引き上げ(単身で25%から27.7%へ、夫婦で40%から41.76%へ)とともに、所得要件で算入される勤労収入の制限(Work Bonus)、所得要件の強化(1ドル上回るごとに停止される年金額を40セントから50セントへ引き上げ)、支給開始年齢の67歳への引き上げ(2017年から)などをおこなった。

また、退職年金保障についても、財政上の理由から、課税上限の引き下げ(低率課税の上限を5万ドルから2.5万ドルに引き下げ)や個人追加拠出奨励のための助成金の一時的引き下げなどの措置をとることとしたほか、2013年から2019年までで拠出率を9%から12%に引き上げること、拠出上限年齢を

2013年に70歳から75歳に引き上げることを決めている。労働党政権末期の2010年には、「クーパーレビュー」に基づいて、低コストのデフォルトファンドである「マイスーパー」を作ることとするなど、退職年金保障をより利用しやすいものにするを柱

とした「退職年金保障の強化(Stronger Super)」を打ち出した。

2015年に保守・国民連合のアボット政権下で資産制限上限の引き上げと年金減額率の引き上げが決まっている。